

あおぞら便り

発行 あおぞら税理士法人 編集 室井 俊幸
〒963-0101 福島県郡山市安積町日出山三丁目71番地
TEL 024-944-3644 FAX 024-943-5711

今年も年度末を迎えます。いろいろと動きが多くなる時期ですが、皆様、然るべき手続きはお済みでしょうか？
掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当法人までお問い合わせください。



過度な返礼品の自治体への寄附は対象外に！

ふるさと納税は見直しへ

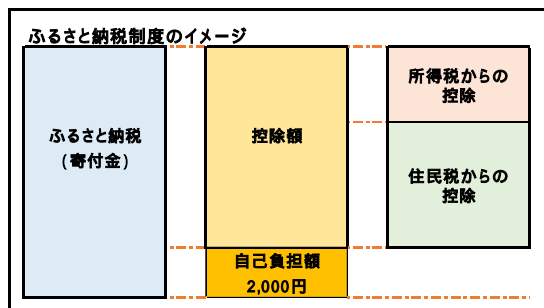


昨年閣議決定された「平成31年度税制改正の大綱」では、指定を受けた自治体以外への寄附は、ふるさと納税制度の対象外となる見直しが盛り込まれています。この指定を受けるには一定の基準を満たす必要があり、特に返礼品を送付する自治体は、**返礼割合は3割以下**、**返礼品は地場産品**、の要件が求められることとなります。

何度も「返礼割合は3割以下」、「返礼品は地場産品」とするよう通知を出しましたが、平成30年12月27日公表の総務省による調査結果では、52団体が実質返礼割合が3割を超え、100団体が地場産品以外の返礼品送付を行っています。

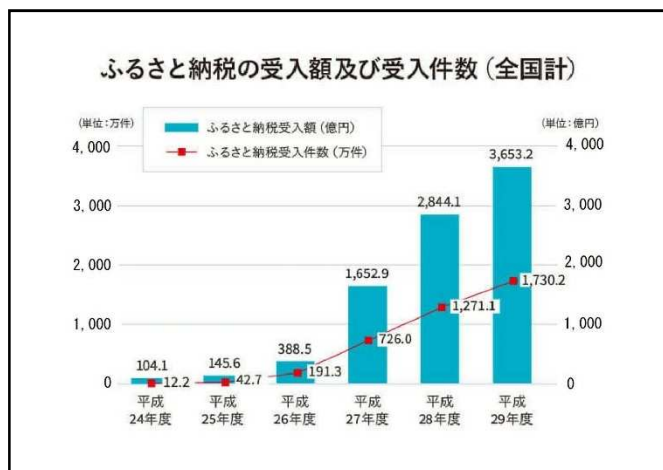
ふるさと納税制度と利用の推移

ふるさと納税は、自分の育った地域や応援したい地域に税制を通じて貢献することにより、地方と都市との税収格差を解消しようと平成20年度に導入された寄附金制度です。自治体への寄附金のうち、2,000円を超える金額のうち一定額まで、所得税や住民税から控除を受けることができます。



総務省ふるさと納税ポータルサイト「ふるさと納税の概要」より作成

これまで自治体がふるさと納税として受け入れた額と件数をまとめたものが右図のグラフです。ここでは、東日本大震災に係る義援金等は除かれていますので、ご注意ください。



総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果(平成29年実績)」より

ふるさと納税の適正化

改正後は指定の他、指定の取り消しもできるため、自治体は指定を受けた後も、一定の基準を遵守し続ける必要があります。返礼品や返戻割合がどう変化するのか、ご注目ください。

なお、この取扱いは、2019年6月1日以後に支出された寄附金から適用される予定です。

(出典: MyKomon)

過熱する返礼品競争

平成27年度から受入額と受入件数が大幅に増えています。これは、自治体が返礼品の充実に力を入れ始めたことが大きな要因です。また、返礼品の選択を目的としたふるさと納税専用サイトの充実や決済方法の整備など、利用しやすい環境が整えられたのも一因と考えられています。これに報道や確定申告が不要となる税制面での後押し等も手伝い、認知や定着が図られ、年々増加しています。

特に返礼品の充実が過熱の一途をたどり、いつしかふるさと納税は本来の趣旨を離れ、返礼品や返戻割合で選ばれる傾向となりました。こうした歪んだ状況を是正するため、総務省は

お知らせとお願い

3月18日(月)は守成祭のため、

あおぞら税理士法人・株式会社アオキマネジメントは
休業日とさせていただきます。

ご理解のほど宜しくお願い申し上げます。

退職金を2年にわたり支給 全額を今年度の損金にできるか



全額を今年度の損金に算入できます。また、実際に支給した事業年度ごとに分割して損金にすることも可能です。

Question

株主総会で取締役の退職承認と退職金の支給を決めたのですが、わが社は資金繰りが厳しいため、今年3月と来年3月の2回に分けて退職金を支給をしたいと考えています。その全額を今年度の損金にできますか。

Answer

退職金を損金に算入する時期は、株主総会の決議などで支給額が具体的に確定した事業年度か、または実際に支給した事業年度のどちらか有利な方を選ぶことができます。今年度の利益が例年と比べて高額で法人税負担が重くなりそうなら、全額を今年度の損金にしましょう。

退職所得に掛けられる源泉所得税については、まず支給する退職所得全額に対する源泉徴収額を計算して、その総額を一回ごとの支給額の割合で按分し、支払いをするたびに源泉徴収します。

なお、退職金の分割払いは実務上、他の所得と比べて税負担が優遇される退職所得として計算するのが一般的ですが、原則では雑所得として計上することになっています。退職所得と雑所得を明確に区分する規定はありませんが、2、3年の分割払いなら退職所得として問題ないようです。

退職所得と雑所得のどちらになるかによって会社や退職者の税負担は大きく変わります。分割支給する際には専門家に相談して慎重に決定するようにしてください。

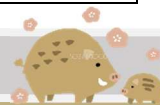
(出典: 納税通信)

お仕事カレンダー

3月11日(月)	源泉所得税・住民税特別徴収分の納付(2月分)
3月15日(金)	確定申告の提出期限(所得税・住民税) 所得税納付期限(現金納付) 贈与税の申告の提出・納付期限 所得税の総収入金額報告書提出期限
4月1日(月)	1月決算法人の申告・納税、7月決算法人の予定納税 (前事業年度の法人税額が20万円超、直前の課税期間の消費税年税額が48万円超400万円以下) 4月・7月・10月決算法人の消費税予定納税 (直前の課税期間の消費税年税額が400万円超4,800万円以下) 個人事業の消費者確定申告の提出期限、納付期限(現金納付)



お仕事備忘録



- 1. 国外財産調書の提出**・・・居住者(非居住者以外の居住者に限られます)が、その年の12月31日時点で、総額5,000万円を超える国外財産を有している場合には、必要事項を記載した「国外財産調書」をその年の翌年3月15日までに提出しなければなりません。
- 2. 財産債務調書の提出**・・・平成27年度税制改正で財産及び債務の明細書が見直され、「財産債務調書」の提出が求められる制度が施行されています。これにより、従来の「その年分の所得金額が2,000万円超であること」に、“かつ、「その年の12月31日において有する財産の価額の合計額が3億円以上であること、又は、同日において有する国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の対象資産の価額の合計額が1億円以上であること」が加わっています。提出期限は、その年の翌年3月15日です。
- 3. 確定申告の税額の延納の届出書**・・・確定申告書の所定の欄に延納税額を書いて提出することにより、その税額につき延納することができます。ただし、納付すべき所得税額の1/2相当額以上を納付期限までに納付することが条件のため、延納申請できる税額は、納付すべき所得税額の1/2相当額未満となります。なお、納付期限は3月15日、延納期限は納付した年の5月31日です。
- 4. 個人の青色申告の承認申請**・・・個人の青色申告の承認申請は、原則として青色申告をしようとする年の3月15日までに提出します。ただし、1月16日以降に新規業務を開始する場合は、業務開始日から2ヶ月以内の申請となります。
- 5. 所得税の更正の請求**・・・確定申告を提出し、その申告期限後に計算の誤り等がある場合については、その申告期限(3月15日)から5年以内に限り、誤った申告額の訂正を求める更正の請求ができます。